

薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 新旧対照条文

○薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一〇三三六（略）</p> <p>三十七 四―メチルピペラジン―一―カルボン酸（五S）―六―（ 五―クロロピリジン―二―イル）―七―オキソ―六・七―ジ ヒドロ―五H―ピロロ〔三・四―b〕ピラジン―五―イルエ ステル（別名エスゾピクロン）及びその製剤</p> <p>三十八（略）</p>	<p>一〇三三六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十七（略）</p>